

## 中国明代抽分竹木廠の廠関配置と抽分業務 —蕪湖廠と杭州廠を中心として—

滝野 正二郎

### 【要旨】

中国明代（1368～1644）、南京・北京の両京周辺および国内の各処に置かれ、流通過程にある竹木等の資材の一部を抽取あるいはそれらから徴税した機関を抽分竹木廠という。その中から、『蕪関権誌』『両浙南関権事書』という専志を有し、比較的詳しく知ることのできる蕪湖・杭州二廠の業務について、抽取・徴税・監視拠点の配置および到来する竹木の産地を中心に検討し、それらの抽分廠が、嘉靖年間（1522～66）から万暦年間（1573～1620）にかけて、多数の拠点たる廠・関・巡検司・総甲配置地点を有するようになり、その結果、面的な徴税・監視空間を形成したことを明らかにし、さらには、主たる到来竹木の産地（蕪湖は長江中上流域、杭州は錢塘江流域）から主要な交通路である大河川（蕪湖は長江、杭州は錢塘江）を下り、全国的な経済中心地である江南デルタに入る門戸たる位置の竹木流通を把握・徴税する機関であったことを明らかにした。

## はじめに

明朝政府は、官営の建築・工作事業用資材を調達する一途として、南京・北京などの首都周辺および国内各処において、輸送・流通過程にある木材・竹材等を一定の比率により抽取した<sup>1)</sup>。この機関を抽分竹木局あるいは抽分竹木廠という<sup>2)</sup>。これら抽分局廠に関する我邦の研究としては、筆者がその人的組織について検討した<sup>3)</sup>以外には、佐久間重男氏が、「工関税」として若干言及されているのみである<sup>4)</sup>。一方、中国においては李龍潜氏、陳聯氏、姜曉萍氏の研究<sup>5)</sup>のほか、近年、姚国艶氏が『明朝商稅法制研究—以抽分廠的運營為對象』<sup>6)</sup>を上梓され、抽分局廠の法制的側面を明らかにされた。しかし、流通過程にある商品から何らかの徴収を行う国家機関を研究する場合に、筆者が特に注意してきた視点、すなわち、竹木抽取・徴税・監視拠点の配置—本稿ではこれを廠関配置ということとする—など、その機関の空間的構造ともいべき問題については明らかにされていない。

明代抽分局廠に関する専志としては、南直隸太平府蕪湖県に所在する蕪湖抽分廠に関して明劉洪謨纂の万曆『蕪関権誌』<sup>7)</sup>、浙江布政司杭州府に所在する杭州抽分廠に関して明楊時喬撰『兩浙南関権事書』<sup>8)</sup>がある。本稿においては主としてこれらの『蕪関権誌』『兩浙南関権事書』および『明実録』『明会典』等の史料に依拠しつつ、蕪湖抽分廠と杭州抽分廠を題材として明代抽分局廠の廠関配置を中心に検討し、如上の課題の一端を明らかにしたい。

## 一、抽取・徴課業務

まず、本稿の主眼である廠関配置の検討に入る前に、抽分局廠における業務——主たる業務である資材の抽取と徴課、およびそれに附随するその他の業務について述べておくこととする。

### (1) 徴収物の形態

周知のように、明初の現物経済・現物財政から、中期以降、次第に銀経済が発展するにしたがい、抽分局廠においても、徴収物が変化していった。抽分局廠本来の業務は、流通過程にある竹木等、建設・工作資材現物の抽取であった。明初、抽分局廠の制度が定まった洪武年間〔1368～1398〕の規定では、その資材の種類により、三十分の一から三分の一まで、また、永楽年間〔1403～1424〕の規定では、三十分の一から三十分の十五まで、すなわち二分の一までの比率で、資材の現物を抽取するものであった<sup>9)</sup>。

それに対して、抽分した竹木の一部を売って銀両に変えることがあった。それは、成化7年〔1471〕の蕪湖・杭州・荊州三廠設置の当初の史料にすでに記されている。『明憲宗実録』成化7年〔1471〕3月戊寅〔5日〕に、

増置工部屬官三員、往直隸太平府蕪湖縣・湖廣荊州府沙市・浙江杭州府城南稅課司三處、專理抽分。前此、三處客商停聚、竹木市賣、有司惟收其課鈔。至是、工部尚書王復、以在京盖造公署、造成供應器物、及在外料造運船、費用缺乏、建請添官分往、抽分竹木、變賣銀兩、解部以為營繕之費。是年所得僅餘千兩、其後續差者、務多得為能、歲歲加益、至以萬數、遂事腴削、商人不便、頗有怨聲、屢愬于朝、皆不之省。

と、「抽分竹木變賣銀兩」との記述がある。この点については、『明孝宗実録』弘治元年〔1488〕閏正月辛巳〔16日〕に、更に詳しく、

南京工部奏「欲將撫湖抽分廠解京銀、暫借二年、以給還鋪行賒過物料銀價、及將南京各局變賣朽爛竹木價銀、存留本部、買料應用」。工部覆議、從之。

とあり、竹木は長く置いておくと朽ちて腐爛するので、無駄を出さないために換銀していたとある。

このように、明代中期には、一部の資材の換銀が行われるようになっていた。

その後、一部の換銀から更に進んで、資材現物の抽取ではなく、最初から銀両形態の「税」を徴収することも考えられるようになる。これに関係する史料としては、『漕船志』巻4、料額に、

成化十五年〔1479〕、停止各處派料、議取抽分木價、以充造船之需〔先時各處解納杉楠等木、遠自川廣、經涉江湖、有在途漂流者、有尺寸不及者、監收官拘泥成法、必求合式、致令解戶經年往復、不獲實收、至有鬻妻・賣子・捐軀・蕩業者。至是、工部會奏、始于荊・杭二處設廠、以充造船之需。民困始蘇。〕（〔 〕は割注を示す。以下同じ。）

とあり、成化15年〔1479〕、漕運船造船用木材の現物を各處の抽分局廠に割り当てるのをやめ、各處の抽分局廠から漕運船の造船廠である清江廠・衛河廠に「木価銀」を送付するようになったことがわかる。ただし、この段階では、『明憲宗実録』成化15年〔1479〕9月辛未〔18日〕に、

戸部議漕運巡撫等官所奏事宜。（中略）一、清江・衛河二提舉司造船木料、三年兩派於各布政司府州買辦。近減其半、軍士連年陪補甚艱。乞仍舊派買、或將浙江・湖廣・蕪湖三處抽分木植、盡貿為銀、送二提舉司支用。（中略）議入、上曰「船料既不給、再增木價銀三千兩。南京光祿寺粳米、計官員食用外、廚役人等與次等未用、餘如議」。

とあり、抽取した木材を「<sup>あきな</sup>買いて銀と為し」、清江・衛河二つの造船廠に送るとあるので、清江・衛河二つの造船廠に送付する段階のみの換銀であり、抽分廠では木材を抽取していたと思われる。

ところが7年後の成化22年〔1486〕には、『兩浙南閩樞事書』の估書に、

本廠抽分廠、初立止取本色解淮、給造漕船、後因給賣易朽不便、成化二十二年、乃全取其直〔是年、主事王君瓊、同御史黎君鼎議、本色不便、且淮漕併稱漂流、解戶管解且難、于是遂取折色、官商便之〕。

とあり、杭州廠では成化22年〔1486〕から「全て、その直（あたい）を取る」、しかも「折色を取る」とあって、銀両で徴収することとなったことがわかる。

蕪湖その他の抽分廠でこの際のこの措置がどうなったかについては、明確な史料がないので確定はできないが、『蕪閩樞誌』巻下、抽船則に、「下水糧船。正徳十五年諭。運軍順帶土宜、不抽外、如附搭客貨、仍聽抽定税。」とあり、蕪湖廠において正徳15年〔1520〕漕運船搭載の土宜以外の客貨（私貨）から「定税」を許すとの表現が見られる一方で、嘉靖9年〔1530〕のこととして、『蕪閩樞誌』巻上、「敕書一道成化七年〔1471〕頒」に対する按語に、

按、成化勅、勅差北部也。初抽商木、僉大戸倩人戸、送京聽用、困將產地乎。嘉靖九年、折銀解部、困乃甦。嘉靖十二年、以差南部。

とあり、「折銀して部に送る」と工部への銀両送付が明記されているのみで、折銀徴収は確定できない<sup>10)</sup>。そのためさらに後の時代まで実録等の史料を搜集してみると、『明世宗実録』嘉靖21年〔1542〕正月丁亥〔6日〕に、

督木都御史潘鑑奏「湖廣該楠杉板木一萬餘根、應費銀五十七萬兩。今僅得七萬兩。乞將本省未解事例、并贓罰軍餉、及應解兩京料價款正銀兩・太香山香錢・荊州抽分商稅、俱留濟急用」詔許之、仍令州貴通行。

とあり、嘉靖21年〔1542〕のこととして、荊州抽分廠で「商税を徴収する」との史料を見ることができ、さらに、『明穆宗実録』隆慶2年〔1568〕6月己卯〔1日〕には、

工部條上釐革清理錢糧六事、一廠稅、一局稅、一軍器、一款疋、一麻鐵、一葦地。大略言「杭・荊二廠・蘆溝橋等局、漏稅甚多。有欺隱・抵換・包攬・侵尅等弊。自今廠稅責成主事、督同該府佐二官、親自驗收互相稽察。局稅責巡視御史及各主事查盤估計如法抽分。

とあり、杭州・荊州の二抽分廠および蘆溝橋等の北京周辺の抽分局に関して「漏税」「廠税」「局税」なる表現が見られる。これらは明らかにそれらの局廠において「税」が徴収されていたことを表している表現であり、この頃には各地の抽分局廠に於いて竹木現物の抽取ではなく、貨幣（おそらく銀）による税が徴収されていたと考えてよいと思われる<sup>11)</sup>。

ここまでの検討をまとめると、明初、各抽分局で現物の某分の一かを抽取していたが、遅くとも成化7年〔1471〕にはその腐爛する換銀して中央政府あるいは造船廠等の使用先に送付することが始まり、成化15年〔1479〕さらに進んで、腐爛に関わりなく、割当額全額について抽取資材を換銀のうえ木価銀として造船廠へ送付するようになり、成化22年〔1486〕の杭州廠では徴収段階での銀建ての「直（あたい）」の徴収が始まった、この時点における、その他の抽分局廠での税徴収の開始は確定することはできないが、遅くとも隆慶年間には税としての徴収が開始されていたと言ってよいと思われる。

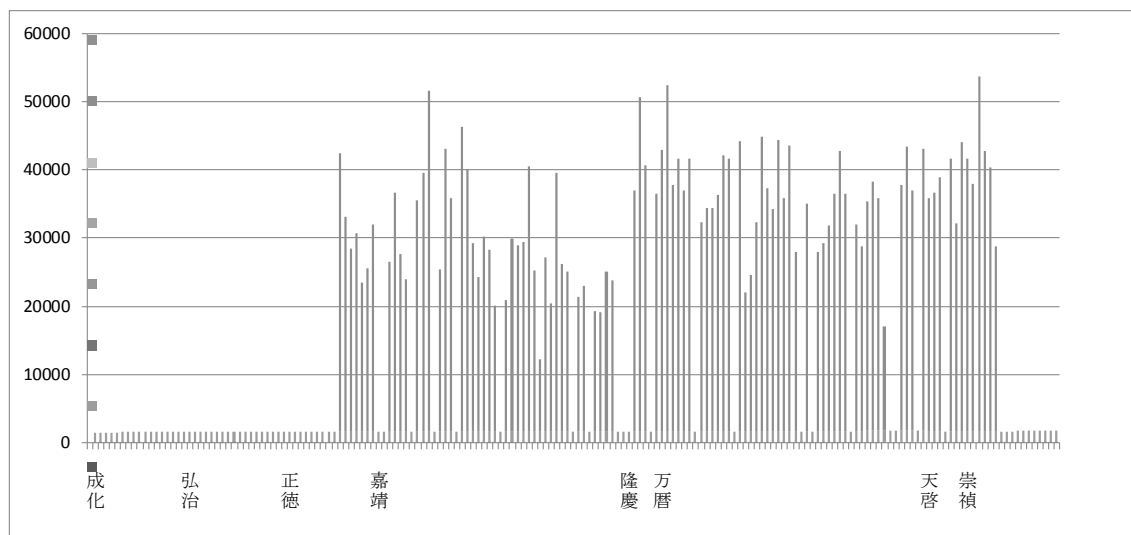
現物抽取を改めて税を徴収するためには、どのような資材の価値をどのように定めて、それからどれだけの税を徴収するかという徴税規則が必要となる。次に、この規則がいつ定められたのかという点が次に問題となるが、杭州廠では、『両浙南関権事書』の估書の成化22年〔1486〕における「全て、その直を取る」と述べた史料の続きに「然尚未定則也。弘治三年、始定估單、而約尺寸以繩。」とあり、弘治3年〔1490〕に「始定估單」、つまり換算率を初めて定めたとあり、蕪湖廠で税則を定めたのは、『蕪関権誌』下「抽江簿則」割注冒頭に「丙子志定爲一則、奸計罔施、今仍之」とあり、万曆丙子年すなわち万曆4年〔1576〕だということがわかる<sup>12)</sup>。つまり、杭州廠では、税としての徴収が開始されてから4年後に税則が定められている一方、蕪湖廠では、確定はできないが、税としての徴収にかなり遅れて正式の税則が定められた可能性が高いと思われる。

## （2）徴収課額

それでは、抽分局廠ではどれほどの銀が中央政府等に送られていたのでしょうか。すべての抽分局廠についてそれを明らかにすることはできないが、蕪湖廠については、『蕪関権誌』巻上、履歴考に、各年次の部使の名とともに管廠期間中の「課数」の記載があり、それを知ることができる。ただし、部使は必ず1年いっぱい在廠したとは限らず、1年に満たない時期に転任したものもあるので、そのうち「年終課数」と明記されている数字のみを抜き出してグラフ化したのがグラフ1である。

グラフ1 蕪湖抽分廠の歴年課数（単位両）

【出典】『蕪関権誌』巻上 履歴考



これによれば、「年終課数」が判明するのは正徳年間中頃以降であり、全体的傾向として、嘉靖以前より隆慶以降の方が多額になる傾向が見られるとは言え、その額の概数は10,000両強から50,000両強まで様々であって、年終課数の変動が大きいことが特徴として見て取れる。これについては、『蕪関権誌』巻上、「部筭一道」に「其解銀、止據毎日收数銀兩、盡行起解、不得拘泥已前数目。」とある<sup>13)</sup>ように、「前の数目に拘ってはならない」とされていることが大きく関係していると思われる。この点については、前稿で言及したことがあるが、清代康熙年間の常関監督のような厳密な徴収定額を課せられてはいなかったことがわかる。

ただし、定額のようなものが全くないかということ、そうではなく、抽取資材および徴収錢糧の主たる送付先である<sup>14)</sup>清江造船廠・衛河造船廠への送付定額はある。それは『漕船志』巻4、蕪杭歳辦によれば、嘉靖23年〔1544〕段階で、蕪湖廠が18,770両（清江造船廠へ14,540両 衛河造船廠へ4,230両）であり、杭州廠が14,440両（同じく清江13,240両 衛河1,200両）となっている。「終年課額」の判明する蕪湖廠においてこの額数を割り込むのは非常にまれであり、ほとんどはこれを超過しているが、これは、漕運船を造る以外の用途があったことを示している。また、杭州廠の造船廠への送付定額は、蕪湖廠に比べてやや少ないが、桁違いに少ないというほどでもないという点から、杭州抽分廠の抽分額が蕪湖廠のそれと同程度であった可能性を示唆している。

### （3）税則と徴税過程

本項では抽分廠の徴税規則（「税則」あるいは「則例」）について検討したい。『蕪関権誌』には万暦年間の蕪湖抽分廠の抽分則例を記載してあるが、それによれば、その資材の種類と出產地および形態によって①抽江籐則、②抽杉木籐梱則、③抽竹籐則、④抽川板則、⑤抽楠雜木板則、⑥抽船則、⑦抽廣東精細木竹則、⑧抽鋸開木竹則、⑨抽成器木竹則の9つに分けている。

①は、長江を下ってくる木材の大筏を課税対象とした税則であり、その中は木材の種類や到来地によって楠木・雜木・零木・青柳木・柏木・松椴木・衡州松骨木・零松木・江西松条木・檀木・梨木・欖木・欖条<sup>15)</sup>・楓木・櫟木<sup>16)</sup>に分類されている<sup>17)</sup>。②は杉材の大筏および杉材を束ねたものを対象とした税則であり、虎尾木・傘木零木・橋木梁木・楊木株木・松木・松板・内河などの区分がある<sup>18)</sup>。③は竹材の大筏に関する税則であり、外江苗竹梱・零苗竹・内河筆老雜竹大梱・筆老雜竹小梱・筆竹・老竹・雜把竹・零竹に区分されている<sup>19)</sup>。④は四川省産の木板に関する税則であり、主に出産地と製材の形態によって、鎮遠短杉板・碁江短杉板・郁山井短杉板・播州短杉板・建昌連貳短杉板・新臺山短杉板・清江河連貳短杉板・信寧連貳短杉板・背陰連貳短杉板・黃瓜樞板・巫山杉板・雲陽萬縣杉板・忠州枋・真州枋・大溪枋・澧州枋・茅洞杉板・新開山連貳白水頭杉板・大紅水杉連貳板・抽回頭則・荊洞回頭・茅灘溪回頭の区分が記載されている。⑤は楠その他の木板に関する税則であるが、木の種類と形態によって、連貳楠板・楠条板・栢木板・土塘松板・零松板・松筒板・墊油松雜板・雜木板・青柳木板・零青柳板・梨板の区分が挙げられている。

⑥は船隻を対象とした税則であり、抽分廠が船隻に課税するのは、それが木材から作られているものであるという原理に拠ると思われるが、抽分局設立の当初、現物抽取の時代には、船の何分の1かを抜き取ることは不可能であるから、それが行われていたとは思えず、貨幣形態による課税後に開始された徴税であろうと思われる。実際、この税則の対象となっているのは、下水糧船と下水新船であり、その名称からして、下水糧船から課税が始まったことは明らかである。糧船とは漕運船のことであり、正徳15年〔1520〕、漕運軍が土宜以外の私貨を漕運船に搭載している場合、それに課税することとなった措置を契機に抽分廠での船からの徴税が始まったとされている。なお、上水船隻について



は、簡単に「例告照請斧號候抽、如未抽者赴部抽分」とあり、「部における抽分」が記されているが、この部がどこの工部を指すのか明確ではない<sup>20)</sup>。蕪湖抽分廠を工部分司と見なして「工部」と言っているのかもしれないが、或いは南京工部を指すのかも知れない。

⑦は広東産の精細な一すなわち価値の高い一竹木材に関する税則であり、烏木・花梨木・棕竹・桃絲竹・班（斑）竹・箭竹・紫檀・白藤・白藤絲・黄藤・黄藤鞭桿・棕・棕衣棕索・棕絲の項目が挙げられているが、注目すべきは「每百斤抽銀〇錢」という形で体積ではなく重さによる従量税になっていることであり、白藤・白藤絲・黄藤・黄藤鞭桿・棕については「每百斤價〇兩抽銀〇錢」と従価税であるかのような表現もなされていることである<sup>21)</sup>。これはその資材の価値が高いことからくる措置であろうとは思われるが、他のものと規準が異なることによる矛盾はなかったのか疑問も感じる。いずれにしても詳細は不明である。⑧は鋸による加工を施した竹木製品に関する税則であり、黄楊梳杯・雜木梳杯・黄楊熟梳・黄楊木・檀木檐杯・雜木檐杯・帽盔杯・帽盔・網巾盔・蒸籠杯・紡綿車心・檀木車軸・雜木車軸・雜木秤桿・雜木牛車盤・雜柴棍・水竹篾・去黄存青日軟篾・青黄俱存日骨篾・油箍篾・扇骨篾・篋齒篾という項目が上がっており、かなりの部分は每箇・毎根・毎把〇分という個数に課税単価が掛け合わされて課税する表現となっているが、檀木檐杯・雜木檐杯・帽盔杯・蒸籠杯・檀木車軸・雜木車軸・去黄存青日軟篾・青黄俱存日骨篾・油箍篾・扇骨篾は、「價銀〇錢抽銀〇分」という従価税的な表現になっている。⑨は竹木製の器をそれぞれ対象とする税則であり、油漆廣匣・楊木鋼匣・泥履・木杓・杉槁散箍桶・信石芸香黑白糖桶枝圓廂魚桶・磁桶・上用春秋板枋經書墨箱扇廂畫匣替榻等項・杉木火材・木校椅・杉槁屏風・杉雜木桌・杉木盆・睡櫬・風車・木床・油紙扇・篋纜・大竹傘柄・連柄雨傘・連校等子・等子盒・篋拜盒・福建轎子・篋轎・白藤簟・粗篋簟・細篋簟・篋箕・掃帚・稻籬・箆子・篋陰帽併棕陰帽・竹椅并杓子・油紅筋・熟篋子・暹羅木・蘇木・土木・蘆木・篋簍・篋籃という多数の項目が挙げられており、多様な竹木製品に課税されていたことがわかる。これらによれば、万暦年間の蕪湖廠では、資材のみならず船や器など竹木によって造られた多様な製品も課税対象とされていたことがわかる。

次に、明代後期における徴税過程を検討してみよう。まず、蕪湖抽分廠では、本廠における徴税過程が詳説されていないので、副次的な徴税拠点である小関によるそれを見てみると、『蕪関権志』巻上、筦轄事宜考、泥汊関に関する記述に、

凡有竹木、俱泊界牌上、商人赴廠報單、每遇二十餘日、積有數單、委官往丈定稅、商人領回稅單、拆分小筏、方入內河。

とあり、同上、簕灣關に、

隆慶四年、主事鄭□、議差官守查屢委、輒更。萬曆二十一年、專委省祭官一員、帶領巡兵・水手、每半月輪守廠、發印信字號查票、填寫「某商竹木若干」、赴廠報抽、方過關、往內河某所發賣、不論杉條・杉槁・皮槁・撐槁・捆槁、每根抽銀柒厘、竹則載後、廠發印信字號行江票、如竹木至蕪出江賣者、填此票內、赴廠、報做櫓港捆或東河捆、聽抽。

また、同上、新庄河に、

凡竹木至此、驗有工部斧號、方准過關。如無斧號、即係走水商人竹木。泊廟埠上、即投單、請斧號。本廠差二役、查點行號、報廠定稅。

とあり、これらから蕪湖本廠においても①報單（受付）、②斧号あるいは印信字號發出、③丈量（計測）、④定稅（課稅額算定）、⑤納稅、⑥稅單あるいは稅票（納稅證明）受領、⑦放行という徴稅過程があったであろうと推定される。なお、課稅額の算出方法としては、材木の太さ（深さと濶）から体積を換算し、それに本数をかけて稅額を割り出しており、「楠木橫梁」と「零楠木」に関しては、周囲の

長さを計測して規準を割り出し、それをもとに10分の1を取るとあり、体積による従量税であったことがわかる<sup>22)</sup>。

一方、杭州抽分廠の徵稅過程については、『兩浙南関榷事書』署書、正関に、

各從商人・商販行販之便、陸續赴本部報單・掛號、堆塚塘池、挨次領牌開裝。

とあり、これによれば、推定される徵稅の手順としては、木材等の資材を持ち抽分廠に到達した商人や船戸などは、まず①「報單（単の提出。受付）」を行い、次に②掛号（順番づけ）を受け、池の貯木場に一旦貯木した上で③計測を施され、④計算されて、⑤徵稅／納稅を行い、⑥納稅證明書たる牌を受領し、⑦放行されることになる。

これら兩廠手続きの共通点として、まず、銀兩形態で「税」として徵收されるという特徴が見られ、さらには、大半が竹木等の体積や重さを計測・算出して課稅額が決まる従量税であり、課稅対象物の価格による従價税ではない点、そして、産地ごとの細かな区分、しかも、品質・加工状態に関連する細かな区分が見られる点が注目される。

#### （4）銀兩の管理

徵稅／納稅が行われると、その銀兩は抽分局廠あるいはその周囲の衙門において、一定期間、保管された後、中央政府あるいは使用先の衙門に送付される。この点について、蕪湖抽分廠では、『蕪関榷誌』卷上、「部筭一道」に、

以後毎日抽稅、仍照近年題奉欽依事理、咨都察院、行巡按御史、委廉能府官一員、聽本部司官、督同登記銀數、以便查考、每年終、備開委官賢否、到部咨送吏部、以憑黜陟。

とあり、抽分徵收した銀數（おそらく変売銀數も含む）は、長官たる主事・員外郎が、巡按御史から推薦された府の属員とともに毎日登記し、毎年終に、工部を経て吏部に咨送し、勤務評定に附されることとなっていた<sup>23)</sup>。

一方、杭州抽分廠では、『兩浙南関榷事書』貯書に、

兌銀、例限每月初二十六日、驗收貯庫〔嘉靖七年、主事郭君秉聰、定以每月初二十六日、收納稅銀（後略）〕。

とあり、嘉靖7年〔1528〕に方式決定し、毎月26日に徵收した銀を庫に収納することとなっている。この「庫」というのは、特記されていないので、廠署の金庫のことであろうと思われる。

さらに、『兩浙南関榷事書』貯書には、

其號簿記根株銀兩數目、照勅事理、發府佐委官填記、季終具由送廠、比對内外號簿、相同總數報部、竣事、仍通將前項簿冊、繳部查考、奏聞〔嘉靖九年、給發堂印號簿至廠。嘉靖四十五年、奉勅諭以十二扇、差時親領、每季給一扇、發郡佐委官、照逐日所收登記、季完查明、具由送廠（後略）〕

とあり、嘉靖45年〔1566〕、号簿に記入したもとの銀兩の數目を、府の属員に發して填記させ、3ヶ月ごとに廠に送り、内外号簿と照らし合わせ、總數を工部に送り、年度が終わるごとに、これらの簿冊を工部に送って検査に付し、皇帝に報告することとなった。このように、徵收した銀兩の管理において、周辺の府の属員による検査を施すこととなっており、この点は明代の鈔関と共通している<sup>24)</sup>。

#### （5）木材の買い付け、解送

前述のとおり、明代中期から後期にかけて、抽分廠では竹木等現物の抽取から通過税としての銀兩徵收へと変化していったが、銀兩徵收に変化した後、抽分廠に於いて、木材等を調達し、宮中等に送

ることがあった。『蕪関権誌』巻上「起運板枋事例考」に、

萬曆十年〔1582〕十一月内、工部題覆「奉欽依、將御用・内官三監三項板木、俱比照司禮監杉條事例、通改龍江廠辦解筭議、龍江廠一半、蕪湖廠一半、商人聽屯田司召認呈堂筭廠、責令領縣收稅銀如式辦完、照例會同該監委官、印烙起運。仍取作頭領狀附卷」。萬曆十二年〔1584〕、部堂准南京守備廳揭帖、開稱「年例杉枋杉條、專供成造上用經書畫軸・櫃匣・屏風・楣杆等件應用。先年杉枋、每塊長壹丈陸尺、闊貳尺、厚伍寸不等。杉條、每根長貳丈伍尺、徑陸寸不等。後漸簿窄短小、見今不次。欽依傳造上用墨箱・扇箱・替福・吊屏・畫匣等數多、如再不堪定、行奏請退回、部筭下廠、即便會同該監委官、遵照先年式樣、印烙起運。每年春秋二季、杉板陸百塊、定價壹千陸百貳拾兩」。萬曆貳拾玖年〔1601〕、加添板枋參百塊、萬曆三十年〔1602〕、加添板枋、至陸百塊。

とあり、蕪湖廠において、万曆12年〔1584〕・29年〔1601〕・30年〔1602〕に木材を起運していることが明らかである。下線部のように、割り当てられた木材を定価にて調達、発出しており、この業務が市場価格による買い付けではなかったことを示しており、どのようにして、行われたかについては、これ以上史料がないので不明であるが、いずれにしても、竹木等の抽取が行われなくなった明代後期に、銀両を用いた木材の買い付けが抽分廠で行われていたことは注目に値する。

抽分局廠の業務の特徴は、その複雑性にあると言える。そこで徴収するものが現物抽取から銀両を徴収する徴税に変化しただけではなく、明代中期には一部の竹木を換銀して中央に送る業務があり、明代後期には、それに加えて木材の買い付けも行われることとなった。しかも、これら竹木の売買および課税においては、その資材の品質鑑定を必要とする場合があり、牙行や保家ら商人が抽分局廠の運営に直接的に関わるようになった要因はここにあったと思われる<sup>25)</sup>。

## 二、抽取・徴税対象

本節では、廠関配置に深い関係のある蕪湖・杭州両廠の抽取・徴税対象について検討する。

### (1) 蕪湖廠

前節で検討したように、『蕪関権誌』巻下所載の税則には、竹木の産地が細かく記載されている。それによると「抽江籐則」では、まず「江籐」（長江を下ってくる大筏）の出産地として湖広布政司の荊州・辰州が挙げられ、また「辰楠」の産地として辰州府永順・保静二夷司、「溪楠」の産地として辰州淺溪、「皮楠」の産地として湖広布政司長沙府益陽県が挙げられている。さらに、「衢州（浙江布政司）松骨木」「江西松條木」との名も見える。同じく「抽杉木籐梱則」には、「外江木籐」の出産地として饒河<sup>26)</sup>・池州の地名が、「櫓港梱」「東河梱」の主産地として南直隸の徽州・寧国・池州の3府が挙げられ、「抽竹籐則」には「外江苗竹梱」の出産地として広く江西・湖広の両布政司が挙げられている。「抽川板則」は四川布政司産の板に関する税則であり、「鎮遠短杉板」「綦江短杉板」「郁山井短杉板」「播州短杉板」「建昌連貳杉板」「新檜山短杉板」「清江河連貳杉板」「信寧連貳杉板」「背陰連貳杉板」「黃瓜榧板」「巫山杉板」「雲陽・萬縣杉板」「忠州枋」「真州枋」「大溪枋」「澧州枋」「茅洞杉板・新開山連貳白水頭杉板」「大紅水杉連貳板」「荊洞回頭」「茅灘溪回頭」と四川布政司内の地名とその資材の加工状態をセットとして細かく記載されている。また、「抽廣東精細木竹則」も広東産の烏木・花梨木・棕竹・桃絲竹・班竹・箭竹・紫檀・白藤・白藤絲・黃藤・黃藤鞭桿・棕・棕衣棕索・



棕絲等に関する税則である。これら以外にも「抽船則」に長江を下ってくる漕運船に対する課税額が、湖広・江西・直隸（南直隸）の地域別に記されている。

これに加えて、『蕪関榷誌』巻下、抽川板則、按語に、

丙子志云、史稱巴蜀沃野地饒竹木、又曰、南楚卑濕、多竹木、故今稱板枋多曰川楚、云。王義烏公舊志、載有桃花洞板・茅灘溪板、錢桐鄉公抄本新則、載有馬瑚（湖）・永寧・金峒・敘寧・五溪・大渡河・彭水・新均溪・葫蘆溪・細杉溪・白杉溪・大溪口・興山・香溪口・大河松・馬湖松・清江河松等板、皆蜀楚産也。詢之賈人、今俱絶産、故不復載。義烏去蕪才廿七年、桐鄉才十年、而名山章材十去五六。語曰、山之秃也、孰其茂也、地之瀉也、孰其滋也、則又何異乎。板枋之直、日增一日也。嗚呼、材日竭矣、而採者不休、直日增矣。

とあり、「丙子志」が編纂された万暦4年〔1576〕<sup>27)</sup>頃のこととして巴蜀の沃野は竹木が豊かであり、湖広南部は湿潤で竹木が多く、それ故に蕪湖廠には四川・湖広から多くの板や角材が到来するとの旨が述べられ、「王義烏公の舊志」が編纂された嘉靖30年〔1551〕<sup>28)</sup>頃のこととして四川・湖広の「名山章材」が挙げられ、それが今は十に五六がなくなってしまうと指摘されている。この史料は明代後期の長江中流域における幾つかの産地の保有資源が枯渇し衰退していることを物語っており、その点でも興味深い。嘉靖から万暦にかけて、四川・湖広が蕪湖抽分廠に到来する竹木の主産地であったことは間違いない。

このように、蕪湖抽分廠の主たる抽取・徴税対象は周辺の府県のみならず、長江中上流の江西・湖広・四川に広く分布している。つまり蕪湖廠は、長江流域全域から長江下流地域に到来する資材を広く把握し、抽取・徴税する機関であったと言えるのである。

## （2）杭州廠

蕪湖廠の抽取・徴税対象が長江の中上流域に広く分布しているのに対して、杭州廠の場合は、『兩浙南関榷事書』額書「關吏志曰」に、

詢其實、乃木産于徽・嚴・衢・處、而行于杭・嘉・湖・蘇・松・常。産諸府豊、則買商路通、木至也多、行諸府豊、則賣商路通、木貿也易。

とあるように、徽州府・嚴州府・衢州府・處州府など錢塘江流域から杭州府に到来し、嘉興府・湖州府・蘇州府・松江府・常州府など江南デルタ域に送られる、あるいは、杭州府内で発売される竹木等に限定されている。これは蕪湖廠に比較すると、抽取・徴税域がかなり狭いと思なすことができる。しかし、前述の清江・衛河造船廠に送付する送付定額は蕪湖廠に比べて集荷域面積の小ささほど少なくはなく、その面積に比して、錢塘江流域の竹木の生産が比較的豊かであったことが推定される。

## 三、抽取・徴税・監視拠点

本節では、廠志の残されている蕪湖抽分廠と杭州抽分廠について、その竹木抽取・徴税や監視の拠点がどのように配置されていたかについて検討する。

### （1）蕪湖抽分廠

『蕪関榷誌』巻上の廠署考および筦轄事宜考では、竹木抽取（徴税）や監視の拠点について本廠に加えて、「十三巡檢司」・「三関」と十箇所の総甲配置地点を挙げている。

### 1) 本廠

蕪湖抽分廠における抽取・徴税の中心である本廠が置かれている蕪湖という都市は、南京から長江を遡ること約200里、青弋江水系が南から長江に合流する地点に位置し、それを通じて南方の寧国府・徽州府方面に連なっているのみならず、東方の固城湖・太湖、その他の水系を経て江南デルタに抜けることもできる交通の要衝である。いわば、長江が西から東に流下し来たり、江南デルタ地帯に入るその門戸に位置すると言ってもよい都市である。この蕪湖に位置する本廠について、『蕪関権誌』巻上、廠署考に、

蕪湖抽分自成化七年〔1471〕始、遂有廠。廠設縣西港口南。越十四載爲成化乙巳〔22年＝1485〕、陳餘姚貿港北吉祥寺遷焉。

とあり、蕪湖抽分廠の本廠は、成化7年〔1471〕の創設時、蕪湖西港口の南にあったが、14年後の成化21年〔1485〕、港北吉祥寺の地へと移されたことがわかる。

### 2) 十三巡検司

次に、蕪湖本廠以外の監視・抽取・徴税拠点である巡検司・小関・総甲配置地点について説明する。ここでまず注目されるのは、『蕪関権誌』巻上、筦轄事宜考が、これらを長江沿い（江北・江南・上江・下江）と現安徽南部方面（「内河」）に区分して説明していることである。当時の本抽分廠の管理運営を担当する長官たる部使以下が、このように本廠の管轄区域を認識していたことを示している。『蕪関権誌』巻上、筦轄事宜考では、表1に示した泥汊（河）鎮・奥龍河鎮・黄落河鎮・裕溪河鎮・牛屯河鎮・荻港鎮・三山鎮・河口鎮・大信鎮・采石鎮・黄池鎮・水陽鎮・廣通鎮、計十三箇所の「巡検司」が挙げられており、それに続いて、

図1 蕪湖抽分廠の本廠・小関・総甲配置地点

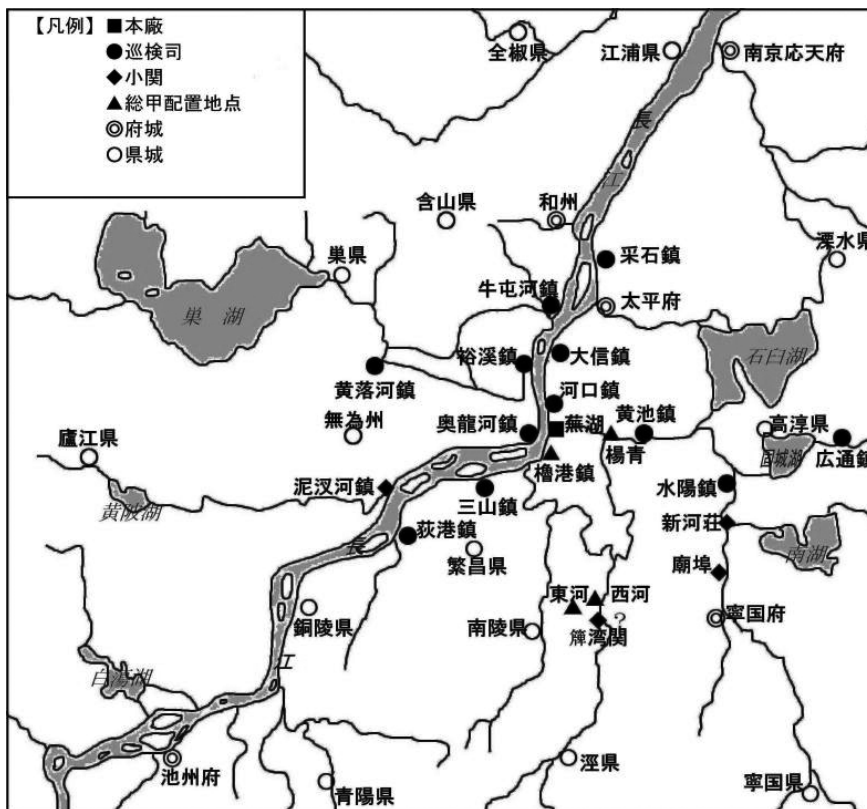


表 1 蕪湖抽分廠の本廠・巡檢司・小関・総甲配置地点

【典拠】『蕪関権誌』卷上筦轄事宜考

	巡檢司名	区分	府	州・県	方向	距離	抽取・監視対象
巡 司	泥汊鎮巡檢司	江北	廬州府	無為州	上江北	90里	
	奥龍河鎮巡檢司	江北	廬州府	無為州	上江北	50里	
	黄落河鎮巡檢司	江北	廬州府	無為州	下江北内河	90里	
	裕溪河鎮巡檢司	江北	直隸和州		下江北	30里	
	牛屯河鎮巡檢司	江北	直隸和州		下江北	40里	
	荻港鎮巡檢司	江南	太平府	繁昌縣	上江南	100里	
	河口鎮巡檢司	江南	太平府	蕪湖縣	上江南	20里	
	大信鎮巡檢司	江南	太平府	當塗縣	下江南	40里	
	采石鎮巡檢司	江南	太平府	當塗縣	下江南	80里	
	黄池鎮巡檢司	内河	寧國府	宣城縣	東	40里	
	水陽鎮巡檢司	内河	寧國府	宣城縣	東	80里	
廣通鎮巡檢司	内河	應天府	高淳縣	東	180里		
小 関	泥汊関	上江	廬州府	無為州	上江	100里	凡上江竹木、進廬鳳二府各州縣發賣、必入此河。
	簞湾関	内河	寧國府	宣城縣	内河	180里	凡黟縣・祁門・石埭・太平・涇縣諸河竹木出賣、路必由焉。
	新莊河関		寧國府	宣城縣			竹木從旌德・寧國二縣西津渡出路。由雙橋東溪、過寧國府、而烏盆沿、而竹絲溝、而廟埠、而油榨溝、而陳村湾、方至新庄河。此河、一通水陽・塘溝・黄池、一通建平南湖。凡竹木至此、驗有工部斧號、方准過關。……如往蕪湖・高淳賣、過新庄河、過水陽、過塘溝、總甲照前斧號放行。
總 甲 配 置 地 点	泥汊						
	簞湾						
	新庄河						
	西河						
	東河						
	櫓港						
	塘溝						
	黄池						
	鷺鷥河						
	蜈蚣河						
	黄泥潭						
	扁檐河						
	楊青河						

右十三巡司、俱隸本廠、責令譏察江河越關・逃稅積弊、自嘉靖三十年〔1551〕正月十五日為始、  
立循環二簿、每月朔望申報越關有無、并江洋寧淨與否、少憑查究。

とあり、通常、商税を徴収する役所、あるいは警察機能を持った見廻りの詰め所を意味する「巡檢司」十三箇所が蕪湖抽分廠に属し、長江・内河を通じての越關・逃税を取り締まっているとしており、「十三巡檢司」が、蕪湖抽分廠の副次的な取り締まり拠点であったことがわかる。

これら巡檢司の空間的配置を表1および図1によって見てみると、南北方向で180里、東西方向で270里の広い範囲に配置されている<sup>29)</sup>ことがまず目につく。しかも、十三箇所の巡檢司のうち九箇所までが長江沿いに設置されており、蕪湖抽分廠の監視拠点の配置が長江に沿う縦深性を持つものであったことが特に興味深い。この特徴には蕪湖廠をめぐる脱税行為「越關」「走水」の方法が関わっているが、それについては後述する。

### 3) 小関

『蕪関権誌』巻上、筦轄事宜考には、「三関」として、泥汊関（上江、無為州）・簪湾関（内河、宣城縣）・新庄河（宣城縣）の三つの小関<sup>30)</sup>について記述がある。まず、泥汊関については、

上江北無為州屬泥汊關。嘉靖十一年〔1532〕、副都御史陳（軾）、案仰太平府、轉呈工部委官主事唐（國相）查驗、除安慶・池州二府地方寫遠去處、不得差人前去搔擾外、其泥汊等處附近應該抽分者、徑自查驗抽分、仍行該管官司禁約、不許容留・私藏・躲避、查驗是實、拘拏、照例問罪、追究發落、施行。隆慶四年〔1570〕、主事鄭（宣化）議革積年總甲後、香管四特置界牌壹面、豎立河口。凡有竹木、俱泊界牌上、商人赴廠報單、每遇二十餘日、積有數單、委官往丈定稅、商人領回稅單、拆分小筏、方入内河。萬曆二十一年〔1593〕水漲時、委省祭官一員、帶領巡兵・水手、每半月輪守廠、發印信字號票、如遇小抽竹木填票商輓、赴廠定稅、稅完領單過關。

とあり、蕪湖本廠から長江上流に100里も離れた地点に位置しているため、嘉靖11年〔1532〕、当時の副都御史（応天巡撫）陳軾の提案により、泥汊等処附近の抽分・監視すべきものをここで抽分・監視させるために設置され、その後、隆慶4年〔1570〕総甲を廃止し、委官を派遣して定税させるなど報単・定税の制度を整備し、万曆21年〔1593〕省祭官<sup>31)</sup>を派遣するなど、この小関の制度が整備されていき、さらに、それに続いて、

按、泥汊上江一巨關也。凡上江竹木、進廬鳳二府各州縣發賣、必入此河、冬春水涸弊少、夏秋水漲弊多、距廠一百里、小抽賄漏什八、大抽中有數筏議報一二通同包稅者、有小筏潛舫僻地、俟大筏既放、而混入者、弊宜詳覈乎。積歇後迎盜。今已革役、懲一或儆百、云。

とあり、蕪湖本廠からみて上流方面の「巨關」であり、長江上流方面から来る竹木のうち廬州・鳳陽二府方面に行くものは、必ずここを経由し、夏秋の水量が多い時期には、大筏の放流に紛れて小筏が脱税するなど、それに乗じて弊害が多く発生し、それを監視することがこの泥汊関の重要な機能であるとされている。

次に簪湾関については、同じく『蕪関権誌』巻上、筦轄事宜考に、

内河宣城縣屬簪湾關。舊志紀、嘉靖十二年〔1533〕、主事楊（伊志）、照會南京抽分御史沈口、互查簪湾等溪河竹木、有案。嘉靖三十年、主事王（宗聖）置課旗一面・界牌一面、豎立河口、俾商人知有定泊、不敢越關、差役查巡通同作弊、不時訪治、仍許諸人首告給賞。隆慶四年、主事鄭（宣化）、議差官守查屢委、輒更。萬曆二十一年〔1593〕、專委省祭官一員、帶領巡兵・水手、每半月輪守廠、發印信字號查票、填寫「某商竹木若干」、赴廠報抽、方過關、往内河某所發賣、不論杉條・杉槁・皮槁・撐槁・捆槁、每根抽銀柒厘、竹則載後、廠發印信字號行江票、如竹木至蕪



出江賣者、填此票内、赴廠、報做櫓港棚或東河棚、聽抽。

とあり、嘉靖12年〔1533〕にこの附近の溪河の竹木を検査するようになり、次いで嘉靖30年〔1551〕、課旗と界牌を河口に設置し、差役によって巡査させることとした、しかし、それらが商人と結託して問題を起すようになったので、官を派遣するようになり、最終的に万暦21年〔1593〕省祭官一員に委ねて、巡兵・水手を帶領し管理させるようにしたとある。これに続けて、

按簪湾内河一巨關也。凡黟縣・祁門・石埭・太平・涇縣諸河竹木出賣、路必由焉。水路距蕪一百八十里、勢難親臨、奸弊易滋。有緣數少而賄漏者、有數多而票填少者、有報票日久不投單告稅者、有報票數月不做棚聽抽者、私賣互挿弊竇、種種犯、宜律究廣示召首、是或一道、云。

とあり、簪湾関が「内河の一巨關」であって、蕪湖で長江に合流する青弋江水系により蕪湖方面に到来する黟縣・祁門・石埭・太平・涇県などの竹木が通る地点であるにも関わらず、蕪湖本廠から180里も離れているために、様々な脱税行為が行われやすい地点でもあり、その監視把握をこの小関の重要な機能として挙げている。

三つの小関最後の新庄河についても、同じく『蕪関権誌』巻上、筦轄事宜考に、

新庄河總甲壹名。查廟埠斧號、舊例竹木從旌徳・寧國二縣西津渡出路、由雙橋東溪、過寧國府、而烏盆沿、而竹絲溝、而廟埠、而油榨溝、而陳村湾、方至新庄河。此河、一通水陽・塘溝・黄池、一通建平・南湖。凡竹木至此、驗有工部斧號、方准過關。如無斧號、即係走水商人竹木。泊廟埠上、即投單、請斧號。本廠差二役、查點行號、報廠定稅。如往蕪湖・高淳賣、過新庄河、過水陽、過塘溝、總甲照前斧號放行。萬暦二十六年〔1598〕主事錢（汝梁）豎廟埠課旗一面、萬暦二十九年〔1601〕主事茅（國縉）給告示嚴查。

とあり、ここは南方の旌徳・寧國2県と東方の建平方面から到来する竹木の経路であり、そこに総甲一人を設置し、やや南に位置する廟阜にて竹木に斧号を施し、それを新庄河で検査したうえで蕪湖本廠に報告して「定税」という業務上の連携をなすこととなっている<sup>32)</sup>。総甲の配置がいつから始まったか、定かではないが、万暦26年〔1598〕・29年〔1601〕に制度の整備が行われている。

『蕪関権誌』巻上、筦轄事宜考では、「按泥汊・簪湾・新庄河為定税第一関。」とあるように、これら三つの小関を「定税第一関」としているが、これは、「走水」すなわち抽分廠の課税を忌避する脱税を防止するため斧号を付け、その後、「定税」すなわち竹木等を計測して税額を定めたうえで、蕪湖廠に赴いて納税させるための監視拠点であったことを意味している。

#### 4) 総甲配置地点

上記の「十三巡検司」「三関」に加えて『蕪関権誌』巻上、筦轄事宜考には、

十三河總甲十五名並太平府批送一年一換。内泥汊一名、簪湾一名、新庄河一名、西河二名、東河一名、櫓港一名、塘溝一名、黄池一名、鷺鷥河一名、蜈蚣河一名、黄泥潭一名、扁檐河一名、楊青河一名、並於本河常川看守。凡遇商人竹木經過、查驗數目、比對長單、相同、填入循環簿内、每朔望赴廠投通倒換、并呈通有無漏税結狀、以憑查考。

とあり、徭役の総甲を配置する地点として、十の水路—西河・東河・櫓港・塘溝・黄池・鷺鷥河・蜈蚣河・黄泥潭・扁檐河・楊青河—が挙げられ<sup>33)</sup>（図1・表1参照）、そこを商人の竹木が通過するごとに、その数目・単を検査し、循環簿内に記入するなどの業務を担当させている。

これら蕪湖抽分廠における本廠および小関等の配置全般を通観してみると、まず、この蕪湖抽分廠全体が、江南デルタのすぐ上流に位置しており、長江を下る方向から見た場合、江南デルタの門戸にあたる地点に位置していること、また、巡検司等が支流の合流地点におかれているのみならず長江沿

いに縦深性をもって配置されていることが注目される。

この縦深性をもった配置の要因として考えられるのは、「越関」「走漏」である。抽分廠のような「関所」に、「走漏」すなわち関所を迂回あるいはすり抜けるなどして脱税する行為はよく見られる行為である<sup>34)</sup>が、『蕪関権誌』巻上には、特に「外江走水議」という文章が収録されている。それには、

隆慶六年〔1572〕前、輝泊關下候抽、後立禁木、越關有禁。萬曆十四年〔1586〕、越關、止議加稅三分、少示寬恤、後乃援例滋越。萬曆十四年〔1586〕、部文嚴禁。萬曆十五年〔1587〕、議越關、分別遠近罪罰、部允在卷。萬曆十九年〔1591〕、主事葉示、造意越關、照例抽分、遭風驀越、分遠近酌議、一防輕犯、一杜嚇詐。萬曆二十三年〔1595〕員外錢議申堂允示、有心走水、中分如律、風浪激越擊鼓叫號者、照舊例通減、在十五里内者、加稅十分之二、在二十里内者加稅十分之四、在三十里内者加稅十分之五、遠至五十里内者加稅一倍、並不中分、一蘇商困、一祛商弊。二碑並豎門首。〔按、竹木十分抽一、防苛取也。匿稅中分且答、抑奸商也。抗稅者杖、擾稅者罪且枷、懲勢豪也。阻商者罪、廠亦與有責焉。走水關邇驀越、似出無心、偶誤宜恤、蔓難長乎。小抽計匿、泥汙界遠、内河徑由、奸叢弊滋、律例所弗貫者、廣示召首、寧預防、云。〕

とあり、「越関」を行った場合、その距離を区分し、15里以内は2割、20里以内は4割、30里以内は5割、50里以内は10割の課徴金を加えて処罰する旨が書かれているが、そのなかに「遭風驀越」「風浪激越擊鼓叫號者」などの文言が見られる。つまり、風浪が強いために抽分廠に停泊することができず、廠を通り過ぎて脱税するものがあることを指摘しているのである。中でも、「風浪激越擊鼓叫號者」というのは、「本当はそちらに寄って納税したいんですが、風浪が強くて船が寄せられません。私の船の登録番号は〇〇〇〇です〜。」などと、船戸が叫びながら、通り過ぎていく様子を表現した文言だと推測できる。風浪のために、抽分廠に納税せず通過していくこの行為は、少なく見積もっても1km以上に及ぶであろう、蕪湖における長江の川幅を考えた場合、自然現象による已むを得ないものか、それとも故意の脱税行為なのか確定しがたかったと思われる。それゆえに、蕪湖廠では、上記を含む脱税行為を発見した場合、嚴罰に処すとは限らず、脱税の額に加えて、走漏・越関行為の距離によって段階的に課徴金を附加する処罰の方法を採っているのである。すなわち、このような、廠前の長江を通過していく船隻を的確に捕捉するためにも、かつ、「越関」の距離を正確に把握するためにも、長江に沿った縦深性のある監視拠点の配置が必要となったと考えられる。

## （2）杭州抽分廠

次に杭州抽分廠の廠関配置を検討しよう。『兩浙南関権事書』署書では、廠署・正関および「各関」に分けて記述してあるが、本稿では蕪湖廠と同様に、副次的な抽取・徴税拠点である「各関」を小関として分析を進めていくこととする。

### 1) 廠署

蕪湖抽分廠と異なり、杭州抽分廠においては、抽取・徴税業務を中心的に行う「正関」とは別に、廠署が設けられている。『兩浙南関権事書』署書に、

廠署在候潮門・城隍之間。其地仁和似蘭隅也。成化辛卯〔7年＝1471〕建。（中略）嘉靖三十六年〔1557〕、倭寇臨城、撫按諸司、以其逼城、易于攀躡、命有司圻毀、該本部員外郎李方至題奏、命下該部、議覆行撫按、有司擇城中、另建專廳、本部駐筭。而估驗、則于城外舊署建官廳及平房數間。

とあり、成化7年〔1471〕の創設当初、廠署は候潮門と城隍廟との間（すなわち城外）にあったが、

嘉靖36年〔1557〕倭寇が襲来したのを機に、それを打ち壊して廠署を城内に移した。その後、抽分廠の長である工部員外郎李方至が題奏し、旧廠署を、抽分する場として再建したという。本杭州抽分廠の長官である工部から派遣された員外郎・主事等の「部使」は、この廠署に在庁していた。

## 2) 正関

杭州抽分廠における抽取・徴税業務の中心が、杭州府城候潮門外に設置された正関である。上記したように、嘉靖36年〔1557〕以降に城外の旧廠署跡に再建されたものである。『両浙南関榷事書』署書に、

正関木植、自徽・嚴・衢・處直抵大江攏塘、各從商人・商販行販之便、陸續赴本部報單・掛號、堆塚塘池、挨次領牌開裝。其所經由、爲横河〔自龍山開起、至慶豐橋、横入濟川橋・潭口、約十餘里〕爲直河〔自渾水開起、直入濟川橋・潭口、約三里許〕頂關驗抽。畢或過永昌壩或入城河發賣、其徑發嘉・湖・蘇・松行場者、過會安壩、原設有新關、木植由貼沙河赴抽。今官署見存〔在仁和縣會保隅四圖、地名駱家跳、去分司之北三里。高君楫建署。其河自江陽寺起、至駱家跳五里、歲久灘淺、汪君大受開濬。今江沙淤漲、木植不能運到俱併入正関〕。

とあり、抽取・徴税対象として徽州・嚴州・衢州・処州から大江（錢塘江）に至り「攏塘」<sup>35)</sup>する木材、本廠から横河・直河を経て永昌壩を過ぎる木材、あるいは杭州府城の城河に入って発売する木材が挙げられ、江南デルタ方面の嘉興府・湖州府・蘇州府・松江府の塩場に向かう者で會安壩を過ぎる木材に対しては、もと「新関」を設置して徴税していたが、後これを廃止して正関の徴税対象に加えたとある。このように、杭州正関で抽取・課税される木材は現在の安徽省南部および浙東の山岳地帯から錢塘江水系を経由して、杭州に到来し、そこで発売されるか或いは江南デルタ方面に送られるものであったことがわかる。

## 3) 小関

杭州抽分廠の『両浙南関榷事書』では、副次的な徴税拠点を「各関」と称しているが、本稿では蕪湖抽分廠の場合と同様に「小関」と称することとする。『両浙南関榷事書』署書に、

各関、商販竹木、俱以聽事官委之守抽。（中略）嘉靖壬辰〔11年=1532〕、始建列關宇、以便守者。とあり、嘉靖11年〔1532〕に初めて小関に建物を設置し、聽事官が「守抽」したとあるので、その前にも何らかの稽察・抽取・徴税拠点はあったようであるが、建物はなかったことになる。隆慶元年〔1567〕の段階で、表2に示した漁臨・安溪・觀音・良畷・板橋・救糶（女兒）・北新・美政・古蕩という九つの小関が設置されている。以前には金華府や会稽県・上虞県・富陽県など遠方にも設置されていたが、近年廃止されたとのことである<sup>36)</sup>。

図2 杭州抽分廠の廠署・正閘・小閘





表2 杭州抽分廠所属の小関

典拠：『両浙南関榷事書』署書

関名	所在地	廠署からの距離	主な抽分対象
漁臨	蕭山縣昭明21都11畝地名單家堰	東南80餘里	徽・處・衢・嚴、由大江、進漁浦港、往諸暨賣者。泊臨浦、下磧堰、由抽分、發寧・紹賣者。過義橋・新壩・臨浦・麻溪等壩、裏河洩至白露塘下批驗所裝簾。有杉梢・平溪花雜等木、秋間本部親詣抽驗。餘月有奇零竹木、及七八月間有白紙離等竹、由此抽分。
安溪	錢塘縣孝女北管2畝	北80里	四季皆有菴青椽料・籬篋・鐵塔柄・捻杆・稻簽・水苦等竹、并奇零木植、裝爲方簾、由此關抽分。
觀音	錢塘縣調露鄉1畝	北約25里	四季皆有菴青・籬篋・傘柄等竹、由此關抽分。
良畎	錢塘縣靈芝3都2畝	北40里	四季皆有菴青・籬篋・料椽・姜稻簽等竹、由此關抽分。
板橋	錢塘縣調露鄉下分12畝	北35里	四季皆有青椽・菴篋・姜簽・稻簽等竹、由此關抽分。
牧糶(女兒)※	錢塘縣欽賢鄉1畝	西北40里	春秋二季、有鐵塔柄・稻簽・捻杆等竹、由此關抽分。餘月止有小竹船認領票納紙、從此往。
北新		北25里	四季皆有椽料・傘柄竹・北來楠木・沙板、由此關抽分。
美政	錢塘縣城南上隅5畝	南約4里	四季皆有青椽料・菴花簾・傘柄等竹、松・杉雜板、棗・梨板木、松花・梢木十根片以下并長短圍篋・篋箕・軟篋奇零者、由此關抽分。
古蕩	錢塘縣尉司下扇1畝	西北15里	四季毎日皆有肩馱雜竹并零少松雜等木過。

※『両浙南関榷事書』署書では牧糶関について「俗名女兒」とあり、同書「抽分関廠総図」では牧糶関を「女兒関」と表記している。

ここで注目すべきなのは漁臨関である。廠署から東南に80里、蕭山縣昭明21都11畝の單家堰に位置しており<sup>37)</sup>、隆慶元年〔1567〕段階で現存する九つの小関のうち、この小関のみ『両浙南関榷事書』署書において、

徽・處・衢・嚴、由大江、進漁浦港、往諸暨賣者、泊臨浦、下磧堰、由抽分、發寧・紹賣者、過義橋・新壩・臨浦・麻溪等壩、裏河洩至白露塘下批驗所裝簾、赴關抽分。

とあって、徵税対象たる竹木の到来・經由地名が明記されている。それによれば、錢塘江を經由して杭州府内に到来した徽州・處州・衢州・嚴州等の竹木のうち、正関方面に向かわずに、浦陽江を經由して諸暨県に行くもの、あるいは浙東運河等を經由して寧波・紹興方面に行くものを捕捉し、抽取・課税するのがこの小関の重要な機能であったといえるであろう。

小関の配置を概観すると、漁臨関・安溪関を除く小関はすべて本廠から40里以内に設置されている。これから見れば、小関の配置域は、前項で検討した蕪湖抽分廠に比べて小さく、しかも、漁臨関を除けば、すべて杭州府周辺以北であって、小関の配置は本廠より北方に重点があることを見て取ることができ、この点については、杭州府城より江南デルタ方面に向かう竹木等の捕捉を重要視した配置と見なすことができる。

以上のように、蕪湖・杭州両廠ともに、それぞれの本廠・正関とともに多数の副次的な監視・抽取・徵税拠点を設置して、監視・掛号・計測定税・徵税等の手続きを分担させていた。その設置の状況を見ると、双方とも、嘉靖年間が一つの画期となり、万曆年間にかけて整備が進んだようである。この分担の状況は、先に筆者が検討した明代鈔関<sup>38)</sup>よりも明確に知ることができ、この面では、清代常関

<sup>39)</sup>により近い形であるということができよう。また、そうした副次的な監視・抽取・徴税拠点の整備が、嘉靖年間から万暦年間にかけて行われていることも、抽分竹木廠における竹木抽取から銀両建てによる徴税への変化と考え合わせたと、注目すべき点であると思われる。

## おわりに

最後に本稿で論じた諸点をまとめておきたい。まず、抽分竹木廠の業務の特徴は、現物抽取・換銀・徴税・買い付けといった複雑性にあるのであり、これは筆者が先に検討した鈔関と比較すると顕著である。しかも、今回検討した二廠はともに、抽取・徴税・監視拠点を広い地域に配置し、監視、掛号、計測定税、徴税等の手続きを分担させていた。このような形を採るようになったのは、史料を見る限り、嘉靖年間から万暦年間にかけてであって、いわば清代常関に見るような面的に広がった徴税空間をこの時期に形成していったと考えられる。この面的に広がった徴税空間を有するという性格も、今までに筆者が明らかにした明代の鈔関に比べて顕著であると思われる。

また、蕪湖廠の廠関配置は、南北方向で180里、東西方向で270里の広い範囲に配置され、中でも長江沿いに多くの巡検司等が設置され、縦深性をもった監視拠点の配置になっている。これは長江を下ってくる船隻捕捉の困難さと、その重要性を抽分廠側が十分認識していたことを表している。一方、杭州廠は抽取・徴税の中心たる正関を含めてほとんどの抽取・徴税・監視拠点が杭州府周辺より北に置かれており、蕪湖廠のそれに比べて狭い配置域しかもたないとはいえ、杭州府から江南デルタ方面に向かう竹木を重視する姿勢が見て取れるのである。

蕪湖廠の課税対象である竹木の産地は、四川・湖広・江西・南直隸、さらには広東に及ぶ頗る広大な地域であるのに対して、杭州廠のそれは錢塘江流域に限られる。にもかかわらず、漕運船の造船廠に送付する定額から推測すると、杭州廠の徴収税額は蕪湖より若干少ない程度であって、桁違いに遜色があるというほどでもない。それは、安徽南部の森林資源の潤沢さか、あるいは杭州を含む江南デルタ地域の消費地としての経済力によるものと推定される。このように考えてみると、蕪湖廠と杭州廠の設置地点の共通点を見て取ることができる。それは、主たる課税対象が下ってくる大河—蕪湖廠には長江、杭州廠には錢塘江—があり、それを下ってきた課税対象たる竹木が当時の経済先進地域江南デルタに入る門戸に当たる地点であるということである。明初に設置されたほとんどの抽分竹木局が南京と北京の周辺という、竹木等がまさに必要とされる首都周辺に、謂わば「消費地立地型」で設置されている<sup>40)</sup>のに対して、成化7年〔1471〕に設置されたこの二廠は、謂わば中間の、消費地に隣接した集散地に立地する形で設置されていたといえるであろう<sup>41)</sup>。

## 参考文献

### 【邦文】

佐久間重男〔1943〕「明代の商税制度」『社会経済史学』13—3

滝野正二郎〔1985〕「清代淮安関の構成と機能について」『九州大学東洋史論集』14

——〔2007〕「明代鈔関の組織と運営—清代常関の前史として—」『山根幸夫教授追悼記念論叢 明代中国の歴史的位相』上巻、汲古書院

——〔2013〕「明代抽分竹木廠の人的組織について」『川勝守・賢亮博士古稀記念東方学論集』汲古書院

## 【中文】

- 陳 聯[2000]「明清時期的蕪湖榷關」『安徽師範大學學報』(人文社会科学版)28—1
- 姜曉萍[1994]「明代商稅的徵收與管理」『西南師範大學學報』(哲学社会科学版)1994—4  
——[1996]「明中後期對商稅官的監察和管理」『中國史研究』1996—3
- 李龍潛[1994]「明代鈔關制度述評—明代商稅制度之一」『明史研究』4(後、[李2002]に転載)  
——[2002]『明清經濟探微初編』稻鄉出版社
- 姚國艷[2008]「明朝蕪湖榷關法制研究」『安徽師範大學學報』(人文社会科学版)36—6  
——[2012]『明朝商稅法制研究—以抽分廠的運營為對象』中國政法大學出版社

## 註

- 1) 正徳『大明會典』(以下、『正徳會典』と略す)卷163、工部17、抽分冒頭に、「客商興販竹木等項抽分、各有分数、以防過取。」とあり、また万暦『大明會典』(同じく『万暦會典』と略す)卷204、工部24、抽分冒頭に「客商興販竹木、設抽分之例、各有分数、以資工用、亦以防過取。」とある。
- 2) 以下、これらを「抽分局」あるいは「抽分廠」と略し、「抽分局廠」と総称する。
- 3) [滝野2013]。以下、これを前稿と呼ぶ。
- 4) [佐久間1943]。
- 5) [李1994(2002)]、[陳2000]、[姜1994]、[姜1996]。
- 6) [姚2012]。なお姚氏には[姚2008]もある。
- 7) 筆者が主に拠ったのは、京都大学人文科学研究所に所蔵されている南京大学図書館蔵、万暦31年自序刊、清遞修本の景照本。この他に、中国科学院南京湖泊地理研究所蔵の万暦31年刊本を底本とする点校本(王廷元点校、黄山書社、2006)を参照した。
- 8) 北京大学図書館蔵、隆慶元年(1567)刻本を原本とする影印本が『北京図書館古籍珍本叢刊』(史部、政書類47、書目文献出版社、1988)および『統修四庫全書』(史部、政書類834、上海古籍出版社1997)所収。
- 9) 万暦『大明會典』卷204、工部24「抽分」。
- 10) [姚2012]108頁では、嘉靖9年[1530]の蕪湖抽分廠におけるこの「折銀解部」をもって、該廠の折銀徵收の開始としているが、これはあくまでも「解部」段階での「折銀」を表した文言であって、(もちろんその可能性もあるが)、それが即ち「折銀徵收」を意味すると考えるべきではないと筆者は考える。
- 11) さらに言えば、『明神宗實録』卷56、万暦4年[1576]11月癸卯[15日]に「命工部主事周思宸榷稅荊州。」とあり、万暦年間には、荊州「抽分廠で榷稅する」と明記されている。
- 12) 『蕪關榷志』卷上、芸文に「万暦丙子、郭泰和定則、請堂成志、今仍之、書存。」とある。万暦丙子は万暦4年[1576]。
- 13) 前稿において、この史料を引用した際、出典を同書卷上「精微批一道」としたが、「部筭一道」の誤りであった。ここにお詫びして訂正する。
- 14) 既述したように、そもそも杭州・荊州・蕪湖の三抽分廠は、漕運船造船の資材不足を補う目的で設置された抽分廠である。前稿参照。
- 15) 檣は『大漢和辞典』にも載せられておらず、何の木を示しているのか不明であり、大方のご教示を乞う。
- 16) 『蕪關榷志』の原文は木偏に入と土が上下に位置する傍の字であるが、『大漢和辞典』に従い、同義の「槪」で代用する。
- 17) 『蕪關榷志』卷下、「抽江簞則」。
- 18) 同上、「抽杉木簞榭則」。なお、「内河」と大別された中には、さらに檣港榭と東河榭があると記載されている。
- 19) 同上書、同卷「抽竹簞則」。
- 20) 『蕪關榷志』卷下、「抽船則」。
- 21) 同上、「抽廣東精細木竹則」。なお、価銀と抽銀が記載されている場合、抽銀は必ず価銀の10分の1の比率となっている。
- 22) 『蕪關榷志』下「抽江簞則」割注に、  
丙子志定爲一則、奸計罔施、今仍之。深壹尺貳寸作一層、濶一丈作玖根算。捷法用七五相乘深濶、便見木數、每根抽銀貳錢壹釐。如有楠木橫梁及零楠木、每根抽銀不得局貳錢壹釐例、須圍圍尺寸照後開准規每十分抽一(後略)  
とあり、材木の太さ(深さと濶)から体積を換算し、それに本数をかけて税額を割り出しており、「楠木橫梁」と「零楠木」に関しては、周囲の長さを計測して規準を割り出し、それをもとに10分の1を取るとある。この際の「規準」については、この史料の続きに、

准規、長參丈壹尺為準、如圍貳尺、價壹兩捌錢貳分、圍參尺、價參兩肆錢貳分、圍肆尺、價陸兩壹錢貳分、圍伍尺、價玖兩陸錢伍分、圍陸尺、價拾參兩捌錢陸分、圍柒尺、價拾捌兩陸錢壹分參厘、圍捌尺、價貳拾貳兩捌錢柒分貳厘、圍玖尺、價貳拾柒兩柒錢陸分伍厘、闊壹丈、價參拾肆兩貳錢。

とあり、その木材の長さは周囲の長さ3丈1尺を標準とし、それに木材の周囲の長さを掛け合わせて算出しているようであるが、現在のところ、滝野には計算法に理解しがたい部分があり、詳細は不明である。

- 23) 前述したように、その銀兩を中央に解送する場合には、以前の数目にこだわってはならないことになっていた。この点は清代康熙年間の常関とは全く異なっている。
- 24) [滝野2007] 参照。
- 25) 木材買い付けは言うまでもないが、課税の場合でも、中には従価税的な評価を行って課税するものがあり、そのような場合には資材の種類や品質に関する目利きが必要となってくると思われる。前稿において、抽分廠の業務に保家・牙行らが関係していた要因を「抽取した竹木の一部が抽分廠において売買され、換銀されていたことと関係がある」としたが、それについて、新宮学氏より「実際の抽取作業に役務として動員されたり、抽分自体を請け負うようなことは想定できないか」とのご質問を賜った。このご質問を契機に再度考察したところ、竹木現物の抽取に関しては簡単な資材の量的比率によって行うので、専門的な鑑識眼は必ずしも必要ないが、多様な資材に関する課税となると、それが必要であると認識を改めた。よって、抽分廠の業務に保家・牙行らが関係していた要因として課税を行うことからの必要性を加えたい。再考する契機を与えていただいた新宮学氏には、心より感謝申し上げたい。
- 26) 「饒河」とは饒州（江西布政司東北部）に関わる河川の名であろうと思われるが、確証はない。大方の教えを乞う。
- 27) 注12) に同じ。
- 28) 『蕪関権志』巻上、芸文に、「嘉靖辛亥、王義烏再成誌、書詳、今存。」とある。嘉靖辛亥は嘉靖30年〔1551〕。なお「王義烏公」とは、嘉靖29年〔1550〕蕪湖廠着任の南京工部主事、浙江義烏県出身の王宗聖。前稿および『明清進士題名碑録索引』（上海古籍出版社1980）参照。
- 29) 最も北の采石鎮巡檢司で蕪湖本廠から80里、最も南の荻港鎮巡檢司で同じく蕪湖本廠から100里離れており、最も西の黃落河鎮巡檢司で蕪湖本廠から90里、最も東の広通鎮巡檢司で同じく蕪湖本廠から180里離れている。
- 30) 蕪湖抽分廠の副次的な監視・抽取・徴税拠点のうち、泥汊関・簞灣関・新庄河を『蕪関権志』では「三関」と称しているが、抽分局廠全体を「工部関」など「関」と呼ばれることもあるので、それと区別するため、本稿では、本廠以外の副次的な監視・抽取・徴税拠点のうちの「関」を「小関」と称することとする。
- 31) 前稿に於いて、『蕪関権志』点校本の注に従って「省祭官」を「省察官」と改めたが、誤りであった。ここは「省祭官」のままでよく、「省祭官」とは先祖の祭り或いはポスト待ちのために帰省中の官僚を指す（荻生徂徠著、内田智雄・日原利國校訂『定本 明律国字解』創文社1966年、659頁参照）。この点についても新宮学氏にご教示を賜った。氏に心より御礼申し上げる。
- 32) ただし、同条の按語に「按新庄河屬宣城縣、距廟埠四十里、廟埠亦屬宣城交界河道、總甲稽查宜密、地虎負嶠莫櫻、先年告院、初未會議、輒立界碑影射。」とあり、廟埠は新庄河と40里も離れ、蕪湖本廠からも遠く辺鄙な場所にあるため、差役等を派遣して取り締まることもなかなか困難であった旨が記されている。
- 33) 泥汊・簞灣・新庄河の「三関」にも、総甲が配置されており、それを含めて合計13箇所となる。
- 34) 南直隸淮安府の清江造船廠に附設された抽分廠についても、嘉靖『漕船志』巻4、料額、抽分税辦に、「至天順間、所抽木料不堪、兼之商人走水匿税、税司官不能制、奸弊日甚。本部分司官、始五日一次赴廠監臨抽分、仍發稅課司、從府轉解。」とある。
- 35) 「攏」とは「寄せる」という意味であり、「攏岸」であると「接岸する」の意味になる（諸橋轍次『大漢和辞典』および愛知大学『中日大辞典』参照）ので、ここでは、錢塘江の堤防に接岸するという意味に解釈することとする。
- 36) 『兩浙南関権事書』署書「已革者六」。
- 37) 『兩浙南関権事書』署書「漁臨」。Google Mapによれば、杭州市蕭山区の所前鎮附近に漁臨関村・漁臨関橋という地名が存在する。（<https://www.google.com/maps/place/中国浙江省杭州市萧山区渔临关村/>）2021年1月10日23時13分閲覧。
- 38) [滝野2007] 参照。
- 39) 清代常関の副次的な徴税・監視拠点については[滝野1985] 参照。
- 40) 抽分局廠の立地が「消費地立地型」であるのは、抽取した後の竹木の輸送の問題があり、そのようになっていると考えられる。したがって、成化7年のこれら二廠の設置については、大運河の中間地点に位置する清江造船廠に竹木を解送する上で、長江と大運河による輸送の便も考慮されたと思われる。
- 41) このように考えてくれば、同じく成化7年に設置された荊州抽分廠がいかなる性格であったかが問題となるが、該廠には廠志がなく、研究も進んでいないため、ここで明確なことをいうことはできない。